

第 10 回 和歌山県河川審議会議事録  
(公開用)

日時：平成 19 年 12 月 20 日（木）13 時 00 分～

場所：和歌山東急イン 2 階 橘の間

事務局よりご挨拶

委員のご紹介

会議録署名委員の指名

○議長 それでは早速ですが、議事の1、第9回審議会での指摘事項、およびパブリックコメントの結果について、説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局の方からご説明させていただきたいと思います。

まず、第9回河川審議会における指摘・質問事項につきましてご説明させていただきます。

資料の方、資料1と書かれた部分をめくっていただきますと、このスライドで見ていただいているものと同じものがございます。見づらい部分はお手元の資料をごらんいただければと思います。

このスライドで、二つに色分けしてございますけれども、白いものと青いものに分けておりますが、幾つかコメント、ご指摘をいただいた中で、本文を修正するもの、こういったものについては本文を修正するということで対応したいというふうに考えます。

それから、1番、3番、5、6、7につきましては、最初にスライドを使ってご説明をさせていただきたいというふうに仕分けをしております。

それでは、1、3、5、6、7につきまして、順番にご説明させていただきたいと思います。

これもお手元の資料にございますけれども、印刷させていただいております。ご指摘の内容が、和歌山県の河川の諸元について、これを示してくださいというご指摘をいたしておりまして、表の形にまとめたものでございます。

左から河川名、計画規模、流域面積、そして想定氾濫区域内の面積、人口、想定氾濫区域内の人口密度、資産合計、資産額の密度、そして計画高水流量、それから比流量、策定計画という形で順番に項目をまとめておりますけれども、ここの表に2種類の数字が載っております、一つは黒い色で書かれているもの、そしてもう一つが赤い色で書かれているものです。

この指標につきましては、昭和57年の時点でこれらの河川についてすべて一斉に調査を

しまして、1度取りまとめてはおりますけれども、その後、策定計画の欄に書かれておりますとおり、河川整備基本方針ですか整備計画を策定する時点で時点修正をかけてございます。時点修正をかけた数字がこの赤い字で書かれている数字です。ですので、那智川と太田川につきましても、お手元の資料、太い赤枠で囲ってございますけれども、これにつきましても時点修正をかけた数字です。

それで残る黒い数字、昭和57年当時の数字が残っているんですけれども、これにつきましても早急に整理し直しまして、次回の計画策定の時期を待たずに修正していきたいと考えておりますが、例えば想定氾濫区域内の数字を整理しようとしたときにどういう作業をするかというと、地図の上に碁盤の目のような網目を、線を引きまして、その一つ一つの升の中にどういう人口が入っているかとか、資産があるかとか、そういった丁寧な整理が必要なため、少し時間がかかるかと思いますけれども、目標としては、来年度以内に全部の川について数字がそろうように整理していきたいと考えておりますので、黒い部分の数字についてはしばらくお待ちいただきたいと、そういう状況でございます。

それから、環境情報図についてということで、ご指摘の内容が、環境の情報を位置がわかるように整理してほしいというコメントをいただいております。

これは南部川の環境情報図でございますけれども、河川整備計画を策定する際には、このように情報を整理しまして、住民ですか地域の関係者の方から具体的に河川整備のご意見がいただけるように資料を用意して、資料を見ていただきながら説明をしていきたいというふうに考えているところです。

それで今回、那智川と太田川につきましても、河川整備計画の段階でこのような詳細な図面を整理して、そして見ていただきながら整備計画づくりをしていきたいというふうに考えております。

というわけで、今、現時点、手元に那智川と太田川の環境情報図はございませんけれども、これからこれと同じ様式で整理をしていきたいというふうに考えております。

今回、この図面を参考までに配付させていただこうかなとも思ったんですが、中に貴重種に関する情報も入っておりまして、これは例えば情報開示請求を受けたときも、貴重種の部分は墨を塗って、その上で提供するというような扱いになっておりますので、今回は、後ほど回覧がお手元に回ると思いますけれども、回覧させていただいて細かい部分もご覧いただきたいと思います。

次のご指摘の事項ですけれども、5番目ですけれども、維持管理の文章が那智川と太田

川で同じになっているというご指摘をいただきまして、本文の方も検討はしておりますけれども、それで維持管理について考えるときに、我々河川管理者が実施する維持管理というのは、法に基づいてという面、それから責任を持って河川を管理するという観点から、それぞれの川に応じて管理をしているわけでございますけれども、基本方針の文面としてはごく基本的な書き方になるので、同じような書き方になりがちです。

一方でボランティア等の活動、今後はこうした住民参加型の維持管理というのが大事になってくるというふうに考えておりますけれども、現に実態としてボランティアによる活動をしていただいている部分がございます。清掃活動をしていただいたり、草刈り、除草ですね、こういったところで地元の皆さんにご協力いただいているという事例がございまして、上から見てまいりますと、和歌山県内では、法人活動団体として 113 団体のご協力をいただいております。それから、下の熊野の自然、文化、歴史の保全や地域の特性を生かし、地域の発展に寄与する活動を実施している、こうした団体として 6 団体があるというところです。

それでボランティア等による環境保全の活動実施について、那智勝浦町の状況ですけれども、那智の滝源流水資源保全事業基金という仕組みもありまして、スライドに書かれておりますように、那智の滝水源を将来にわたって保全することを目的としてこういう基金を設置されておりまして、この基金を活用して維持管理をしていただいているというような事例もございます。

これはボランティア等による活動実態として図面の上に示しているんですけども、例えば那智川においては、那智川を守る会がこの付近で活動していただいているまして、これがちょっと見づらいんですけども、活動状況の写真もこのようにございます。河川の除草ですか清掃活動を行っていただいているます。

同じような活動として、井鹿川、それから庄川河川愛護会、両方の河川愛護会で、ここに示しているような箇所で活動をしていただいているという状況にございます。

これを集計いたしまして、活動状況を表にまとめました。活動回数、ここに書いておりますように、平成 15 年度から 18 年度で那智川を守る会、21 回活動をいただいているまして、延べ参加人数は 91 名、そして太田川についても同じように整理いたしまして、延べこれだけの数字、流域・水系の中で全部で足し合わせますと、延べ 477 名の方が太田川で活動いただいているという実績がございます。3 年間で 477 名ですので、毎年 150 名近くの方が参加いただいている、那智川においても 3 年間で 251 名の方が参加していただいている

るという状況にございます。

次に、少し内容が変わりまして、基準地点、これは流量観測ですか計画を立てるときの基準地点で、基準とする地点なんですけれども、この基準地点を水位観測所である南大居ではなく大宮橋にした理由はどうなのかというご指摘をいただいております。

今回の河川整備基本方針の計画地点ですけれども、それは大宮橋、こちらですね、この赤い場所で設定されておりまして、流量についてはこちらで設定されております。計画の基準地点は多くの場合、守るべき資産、多くの資産が集中している箇所の直上流で設定する事例が多うございます。この太田川の事例ですとこの下里地区、海岸の近くに比較的低平な地域がありますけれども、この地区の直上流として大宮橋を設定している。

一方で、流量観測、計画に使う流量をどこで観測するかという点です。一般には基準地点と同じ場所で流量観測が行われているようですが、この太田川につきましては、流量観測が少し上流の南大居地点で行われております。

計画にどういう流量を使うかというところなんですが、洪水のときに水が上から流れてしまいまして、南大居地点で現在はかっているデータがありますけれども、この地点を過ぎて流下してまいりますと、下流にずっと流れてしまりますと、途中、平成13年のときの洪水のはんらんした場所がこのオレンジ色で書かれておりますけれども、途中で氾濫してしまって、上流からどれだけの水が流れてくるかというのがなかなか大宮橋地点では把握しづらいという特性がございます。

例えば南大居地点から大宮橋の間に高い堤防が築かれていて水が途中で逃げないのであれば、大宮橋で流量を観測すればここで正確な流量が把握できるわけですけれども、南大居地点でないと途中で氾濫してしまいますので、南大居地点の方がより正確に流量を把握できるだろうと、こういう観点でございます。この図面を見ると上流側でも氾濫がございますけれども、こうした箇所については、一たん氾濫してもまた川の中に水が戻ってくる、そしてはんらんしている面積も全体に比べればごく一部であるということから、南大居地点に流量観測地点を設定して日々と観測を続けてきたのだろうというふうに我々、推察しているところでございます。

それから、南大居地点の流況について、もう少し詳しく説明するようにというご指摘をいただきました。

流況についてですけれども、一般に低水の流量、洪水時じゃなくて普段の水の流量がどれだけあるかというのを、どれだけ必要かという観点から流況を考えております。流況自

体は観測したデータに基づいて淡々と整理されるものなんですが、計画上はどれだけの流量が必要かということ、そういった観点から計画に正常流量というのを位置づけていますけれども、これについて若干ややこしい説明になるかもしれません、複雑な話ですので。担当の方から中身を説明してもらいますので、引き続きちょっと聞いていただきたいと思います。

○事務局（担当者）

私の方から、正常流量の検討ということで、今回、太田川水系においてこの検討をしておりまして、そのことについて説明させていただきたいと思います。

正常流量とは何かということで、まずその上の方に、流水の正常な機能を維持するために必要な流量と書かせてもらったんですけども、これを聞いてもちょっとぴんと来ないかもしれないんですが、言いかえると、例えば田んぼとかで川から水をとって利水している量、利水量をその川の流況から差し引いた上で維持流量というものを確保できる流量、ちょっとこれでもまだわからないと思うんですが、要はそれが正常流量ということになるんですけれども、じゃ、この利水量と、また維持流量という言葉が出てきまして、この維持流量というのはまた何かということで、ここの表にちょっとあらわしています。

維持流量の算出にいたしましては、項目別の必要流量ということで、動植物の生息または生育・漁業、景観、流水の清潔の保持という、ここに9項目挙げてございます。

一般的にこのことについて検討するんですが、太田川につきましては、特にこの検討が必要な動植物の生息または生育・漁業、そして景観という2点について検討してございます。それについては、期別と書いてるんですけども、代かき期、田を耕す4月、かんがい期、田植えから稲刈りの時期、5月から9月、それ以外の非かんがい期という期別ごとに流量というものを算出しております。

これが流量になるんですけども、これが何で決まってるかといいますと、太田川の場合はアユとかウグイ等の魚に代表されるものの生息、そして、移動とか生殖、そして産卵とかに必要な流量ということで、ある手順にのっとってこれを算出してございます。

あと景観についてなんんですけども、これも川の幅、そして水面の幅、その辺を代表地点にとって検討してまして、大体太田川ではこのぐらいの流量が必要ではないかということで、それぞれの項目について算出しています。

太田川でのある地点での維持流量がどのぐらい必要かというと、この項目の大きなものについて各期別に整理したものが、ここの0.422という値が出てきます。これがこここの利

水量を差し引いた維持流量ということになります。

その維持流量を算出した上で正常流量というものを設定していくんですけども、まずこの上の図なんんですけども、これはちょっと太田川の模式図的なものです。ここに支川が、小匠川が入ってきてまして、中野川、井鹿川というものが入ってきてまして、これが本川でこちらが上流、こちらが下流でございます。ここにつきましては、南大居、用水、川から利水として出ていく分でございます。上水が井鹿川のところにございますので、ここについても、ここから水がとられていく、利水されていくという状況でございます。

それをこのグラフに示しているんですが、横軸が距離、下流、上流ですね、縦軸が流量となっています。それを正常流量ということであらわしますと、ここで支川から水が入ってくるので流量は上がります。用水はここでとられますので、ここで一たん下がり、もう一度下流で一たん下がりということになってきます。また支川が入ると上がる、上水でとられると下がっていくということで、こういう流況の整理ができるかなと思います。

先ほど動植物の生息とか産卵とかに必要な流量というのはこの流量でございます。

正常流量を設定するときに。維持流量を守らなければならないので、その守るべきところにこの利水の引かれる分が入ってくるので、それを考えた上で設定しているのが正常流量ということになります。例えば南大居地点、流量を観測しているところなんですけども、それについては 0.739 という算出結果が得られています。これについては、先ほど 4 月と言ったんですが、代かき期の場合で、同様に、5 月から 9 月のかんがい期の場合で 0.93 で、非かんがい期の場合に 0.817 という数字が算出されています。

今は算出をいろいろしていった結果なんですけども、これにつきましては、南大居地点の流況ということで整理しています。これは昭和 57 年、1982 年から平成 18 年までの 25 年間の流況データを整理した図でございます。これが、縦軸は流量になっておりまして、黒と青と赤と緑と、いろいろあるんですけども、ここに書いてるんですけども、流況の整理といたしまして、一般的に年間を通して上から 95 番目の流量、放水流量、そして 185 番目、275 番目、355 番目というような整理をしていった中で、この流況のデータというものが流量観測結果から出てきています。

利水等にかかわってくる基準としまして、基準の渴水流量等を基準にして利水の許可など、そういうことに使うんですけども、基準の渴水流量というのは何かと申しますと、通常、過去 10 年間の渴水流量のうち最少のもの、それが 20 年間になると下から第 2 位、30 年間になると下から第 3 位ということになります。

こちらの表が、先ほどのグラフのところを期別に整理したものと年間通して整理したものとを並んでいます。その下から 2 番目、25 年間です。この表は下から 2 番目としているんですけども、それをとりまして、それが基準の渴水流量ということになります。

また、平均渴水流量というのは、この 25 年間の渴水流量を単純に平均したものがここに記載されています。

先ほども言いましたように、水利使用の許可において基準とされる渴水量がその基準渴水流量ということになっています。

先ほどの渴水流量の整理した表を期別の上から大きい順に並べたものがこの図でございます。ちょっと見づらいかもしれません、下から 2 番目の数字が先ほど言ったこの基準の渴水流量ということになっています。

先ほど算出結果で得られた正常流量なんですが、それをここに記載しますと、例えば代かき期ですと上から 16 番目、17 番目ぐらいに入ってくるという、これが先ほど算出した正常流量の期別ごとの結果になっております。

この検討した上で、取りまとめなんですが、先ほど設定した算出結果がこの値で、期別に正常流量が代かき期で 0.739、かんがい期で 0.93、非かんがい期で 0.817 ということになっています。流量観測による実測の流況データを整理したものがこの 0.16、0.06、平均渴水は 1.29、0.71、0.23 となっております。

ここに示すグラフ、先ほども見たと思うんですけども、例えば代かき期の場合、正常流量、このピンク色のものが 0.739 ということになってしまって、基準の渴水流量の方がここまで水が必要と算出されているのに、実測の流況のデータで基準の渴水流量がここしかないということは、算出結果と比較すると流量が不足しているのではないかということもこのグラフから言えるかもしれないですが、太田川の南大居の上流には慣行水利権、田んぼなどで用水で使っている水というのが慣行水利権ということで、36 件あるんですけども、その慣行水利権というのがありますと、実際本当にどれだけとられているという水の量というのが、把握できておりません。

ただ、ここで算出結果があるんですけども、下流の方に、ここに 3 キロほどのところに上水道の取水があるんですけども、そこについては今まで取水制限をしたり、そういう結果がないということで、その算出しているものと太田川の渴水量というものの実情が合っていないということもありますと、今後、この慣行水利権と取水実態の把握に努めること

と本文の中で示しております。

一応正常流量の検討はこの基本方針の中でもやっていまして、かんがい期、非かんがい期も同様に検討結果と算出結果はございます。

以上です。

○事務局 太田川の流況のデータ、それから流況のデータをどういうふうな観点で見るべきかという点について、計画の話と絡めてご説明させていただきました。

続きまして、11月7日から11月26日、20日間にわたってパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントは一般の方に呼びかけて、ご意見があれば我々の方に寄せてくださいという形で呼びかけを行ったのですけれども、このときに前回の委員会で見ていただいた河川整備基本方針の案につきまして、閲覧場所をここに表に書いております4カ所設定いたしまして、あとは報道に情報提供する、それからその他ホームページ等で情報提供する、ポスターを掲示するといった形で、意見募集しますよという情報提供と、それから情報の閲覧場所を設定するというやり方で意見を募集いたしました。右側にございますのが、そのとき報道していただいた南紀州新聞の記事を載せたものでございます。

そうしたら、実際に寄せられた意見、那智川で1件と、それから太田川で3件のお便りをいただいておりますけれども、この内容につきまして、資料2をあけていただきたいと思います。

お手元の資料2を見ていただきますと、まず表が載っていると思います。これは那智川と太田川、それぞれどういう観点のご意見かということを整理したものです。整理する前の生のデータにつきましては、その表のページの次をめくっていただきますと、それぞれすべてコピーを添付させていただきました。

先ほどの表に戻りましてご説明させていただきたいと思いますけれども、全体の概略といたしまして、まず那智川については、環境に関連するご意見をいただきました。

上から見てまいりますと、那智川の下流の左岸側に桜の古木があるので、それを整備の際にも残してほしいというご意見ですとか、それから自然の保全について、自然を守ることをきちんと貫いて改修工事を進めてほしい。それから、観光客が訪れても恥ずかしくないよう河川を美しくしようと取り組まれている今回の改修工事は賛成であると、こういったご意見をいただきました。

それから、太田川につきましては、やはり平成13年に大水害があったということも背景

にあるのかと思いますけれども、治水に対するご意見がたくさん出てまいりまして、これについて、それぞれ対応案を考えております。それから1件、水の利用に関するご意見もいただきました。

全体にどういう整理をしたかと申しますと、ご意見をいただいた内容がまず基本方針に記載されているかどうか。記載されていないものについては、記載を変更するなり追記しようという観点でまずチェックをかけました。

その結果、ほとんどのものについては、ほとんどのものというか、既に記載されているものでして、このパブリックコメントのご意見に従って基本方針の文面を変更するということにはなってございません。

そしてまた、いただいたご意見の中に具体的な工事に係るご意見が非常に多いということございまして、具体的な工事については、河川整備計画を策定する際にその計画に盛りこんでいくという方針ですので、河川整備計画で対応するということで対応案を取りまとめてございます。

そして、いただいたご意見、太田川についても見てみると、上から見てまいりますと、まず太田川の最初のものですけれども、河原が盛り上がりで浸水被害が出ているというご意見ですか、堤防の天端、堤防の上面の部分ですけれども、その部分をもう少し広げてほしいというご意見ですか、それから堤防がないために増水のときに水が入ってくる、こういったことが心配だ。それから、コンクリート壁を設置して宅地が水に浸水しないようにしてほしいといったご意見。

それから、次に洪水対策の話として、支流の西中野川に堰堤——ダムのようなものだと思いますけれども、堰堤をつくって災害防止をしてほしいと、水量の調節を図ってはどうかというご意見もございました。それから、山の保水力がなくなってきたのではないかという点を心配しているご意見ですか、土砂崩れを心配しているご意見、こういった治水に関連するご意見がございました。

多くのものは現場に係る、現場をどうするかという具体的な工事に係る内容ですので、河川整備計画を策定する際に、その整備の必要性ですかやり方について議論してまいりたいというふうに考えます。

1点、西中野川に堰堤をつくって洪水防御に役立ててはどうかというご意見ですけれども、今回の基本方針の中で、小匠ダムの操作ルールを変更してより治水機能を向上させようということも考えておりますので、このご意見につきましては、堰堤、ダムのようなも

のを新設するのではなくて、既設の施設をより効果的に使うことを目指すことで治水の効果を上げていこうと、そういう方針でございます。

そして最後に、利水に係るご意見ですけれども、渴水になると農業用水や、それから火事などの緊急時の取水、飲料水にも懸念があるというご意見をいただいております。これにつきましては、そもそもその川から水がとれるのかどうかという部分もございまして、川の特性を踏まえて、関係機関と対応の可能性を検討していきたいというふうに考えております。

例えばダムなりを設置して新しい水源を生み出すという手法も、1つはオプションとしてはございますけれども、そういうやり方が妥当なのかどうなのか。この場合想像するに、そこまで大規模な資金を投入して対応すると、恐らくコストと便益、費用と便益の比がうまく合ってこないのでないかということも考えられますので、これについては関係機関、那智勝浦町とも協議しまして可能性を検討するという答えにとどめてございます。

それで、このいただいたパブリックコメントのご意見に関連しまして、最初のご意見ですね、桜の古木があるという、これを守れないかというご意見がございました。環境ですか景観を考える、そういった点が重視されている那智川ならではのご意見かと思いまして、スライドを少し用意いたしましたので、担当の方から、これにつきまして説明させていただきたいと思います。

○事務局（担当者） 今回、ちょうどいしましたご意見というのは、こちらのスクリーンにも映しておりますけども、川関橋の下流左岸に桜の古木があり、これらの木々は古木であるけれどもきれいに花を咲かせて、付近の住民が下草を刈ったりして大事にしているので残してほしいというようなご意見をちょうどいしています。

このご意見の桜の古木があるという場所ですけども、画面で説明しておりますこの赤い枠の区間のちょうど中心部、右側に平面図を載せておりますけども、こちらの赤い部分、ここに今回いただいたご意見の桜の古木というのがございます。

場所としましては、上流側に基準点があります川関橋がありまして、下流側に国道42号が走っております汐入橋があり、その少し上流の井谷川という支川が合流するというような地で、川の形を見ていただいたらわかるように、蛇行している、S字を描くような形になっておりまして、川の流れとしては、そこにちょうど洪水時とかの場合は水があたってくるような場所であるだろうというふうに考えております。

こちらが現地の写真になります。川の流れとしては、右側に向かって流れしていくという

のような形になりました、右岸側から左岸の桜を見て撮っております。矢印で指しておりますのがこの今回おっしゃっておられる桜になります。一見してだれでもわかると思うんですけど、かなり大きなもので、古木であるだろうというふうに一見してわかるような状態になっております。

その桜が生えている場所なんですけども、少し見えづらいんですが、その桜の少し下、真ん中あたりにグレー、茶色く見えてます、それが現況の護岸になります。この護岸の上側に桜が生えているというのが現状になっております。古木ではありますが、きれいな花を咲かせているということで、地域の憩いの場になっているのではないかというふうにも考えられますし、環境を保全するというこの那智川の方針としても、こういうことは大事であろうというふうに考えておりますので、今回は貴重なご意見をいただきたいというふうに考えております。

ただ、こちらの場所なんですけども、治水上の課題ということもありますので、それを考えていいかいけないということで、ちょっと説明させていただきたいと思います。

洪水を安全に流下させるためには、今回いただいた那智川なんですけども、前回ご説明させていただいておりますけども、那智川は水が流れる、洪水を流すための器の大きさとして足りていないというような状況になっておりますので、まず器を大きくしてやらないと、今の浸水被害というものは軽減あるいはなくならないということがありますので、川を大きくしていく、器を大きくしていく必要があります。

器を大きくする方法としては、この上に示してありますけども、河道掘削であるとか、引堤、堤防を引いて器を大きくしてやって、安全に洪水を流してやりまして、近隣の皆さんに安全な安心できる生活を提供させていただきたいというのが私どもの考え方であります。そのためには、今回いただいている桜の生えている場所なんですけども、下にちょっと簡単にイメージ図をかかせていただいているんですけども、この桜の生えている場所というのが、現況の護岸の絵なんですけども、今のままであると、この器を大きくする際にどうしてもこれがあるために、ここの器が小さくなってしまうという可能性があります。

この器を大きくするためには、ここを残せるのかどうか、この部分をとらないといけないのかどうかということを、まず安全に流すために大丈夫かどうかということを検討する必要があります。

それ以外に、今度その下のところに計画高水位というふうな線を書いているんですけども、それが、那智川で前回もご説明させていただきましたけども、計画高水流量という

のが  $540\text{m}^3/\text{s}$  というふうになっているんですけども、この  $540\text{ m}^3/\text{s}$  というのが、那智川に計画的に流した場合、ここまで水が来るということなんです。ここまで水が来てしまった場合に桜の木がこの高さよりも下にありますと、一般的に水の勢いによって木が倒れたりするということも考えられますし、もし倒れた場合には根も一緒にもちろん倒れますから、それによって護岸が崩れてしまうというようなおそれがありますし、木が流れることによって河積、川の水が流れる部分が少なくなってしまってあふれてしまうというようなことも考えられますし、また維持管理上ですね、この水が流したごみなどが流れていますので、そういうのがかかってしまうというようなことも考えられますので、安全や維持管理上、今後整備計画の中で問題がないかというようなことを地元の方、地域の方と協力してご相談しながら、問題がないかということを考えて決めていきたい。詳細な検討ということが必要になってくるのではないかというふうに考えております。

○事務局 今の説明にもありましたとおり、地域の景観のシンボル的なものと思われますので、できるだけ残したいという気持ちはありますけれども、治水の観点からすると、必ず残すとここでお約束申し上げるようなことができない。治水上問題がなければ、ない範囲でこの桜の保全を考えていくということを考えております。

例えばこここの部分で、一部分突き出すこの部分を残したときに、対岸側の護岸の形をもう少し広げるとか、いろんなことを考えながら河川整備計画をつくっていきたいというふうに考えている次第ですので、今、現段階の回答というか、整理としては詳細な検討が必要ですので、整備計画の段階で検討しますという答えとなっております。

以上がパブリックコメントへの対応のご説明です。

それから、現地視察、急遽セットさせていただきましたので、ご出席いただけなかった先生方も多いかと思いますけれども、12月12日に現地視察会を実施いたしました。朝の8時から那智川と太田川、主な場所を見ていただきまして、この赤で示しているポイントですね、これらを順番に見てまいりました。

これが現地視察していただいている状況の写真でございます。

こういった形で、今回は急な日程調整ということでご出席いただけなかった委員の先生方、たくさんおられると思いますけれども、次回以降、議論に先立つなり議論の中間なりでこういった現地視察会をセットして、現場を見ていただいた上で基本方針を議論していただくというスタンスで進めてまいりたいというふうに考えております。

議事次第の（1）番の第9回指摘事項及びパブリックコメントの結果についてご説明は

以上でございます。

○議長 はい、どうもご説明ありがとうございました。

前回の指摘事項および質問に関する事務局の回答、ならびにパブリックコメントの内容と事務局の考え方に関する説明がありましたが、まず前回の指摘事項に関する、何かございましたらお願ひしたいと思います。

質問された方以外の方でもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 那智川周辺に住んでおりますので、この間は来ていただきましてありがとうございます、遠いところ。

それから、見ていただいたのは、もっともっとたくさん見てほしかったんですけども、とりあえずは整備されてしまった、このパブリックコメントなんかでもありますけども、環境の保全と書いてあるんですけど、その保全がなくて、すぱっと一たん壊してしまって、それから自然工法とか環境をこれからつくっていこうかなというような感じの護岸を見ていただいて、本当はカワセミの飛んでるところとかカワセミの住んでるところとか見てほしかったんですけど。

このパブリックコメントにもありますように、桜じゃないんですけど、本当に環境をみんな大事にしたいなという人と、それから地域では水がざーっと流れほしいというのと何か分かれてるようで、やっぱり世界遺産の熊野古道を通ってるところですので、環境を大事にしたいという意見が圧倒的に多いので、観光に携わってる者としましては、やっぱりすごく環境を大事にしてほしいと思うんです。

さっきに言っていた桜も、前々から本当に桜のところは置いてほしいなと思ってるところなんんですけど、治水面もありますし余り言えなくて、本当に環境と治水というのは難しいなと思うんです。

それともう一つ、あのとき見ていただいて、遠くから見ていただいたんですけど、鉄塔のところはもう鉄塔そのまま動かせないということで、そのすぐ近くに大きなクスノキがあるんです。それも本当は置いてほしいんですけど、那智川ワークショップのときには、一たんクスノキは全部切ってしまって、新たにクスノキ場もつくろうかななんていう話が出てたんですけど、あの大きなクスノキ、できたら置いといてほしいなと思うんです。

とりあえずすみません、ありがとうございます。

○議長 はい。

パブリックコメントも前回の指摘事項に絡みますので、全般に関して何かご意見またはご質問等があったらお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 パブリックコメントが20日間ということで、この集まった数は少ないよう思うんですが、今後引き続きコメントを募集するとか、そういう予定というのはございますでしょうか。

○事務局 この河川整備基本方針につきましては、今回、そうすると延長ということになりますと、ではいつまで延長するのか、こういった議論もございますので、一般的に是とされている、河川に限らずほかのものでも大体このぐらいの期間をパブリックコメントの期間として設定しておりますので、今回は一たんここでクローズさせていただきたいと思います。

そして河川整備計画の際には、どういう形になるかわかりませんが、地元の懇談会になるかもしれませんし、アンケートになるかもしれませんし、これはまた議論があるかと思いますけれども、再度地域の関係者の皆さんからご意見をいただく機会を設けますので、その中で、またさらに具体的なご意見をいただきたいと思います。

今ご指摘いただいたように、件数としては少ないわけでございますけれども、添付しました中身を読みますと、非常に丁寧に書いていただいているご意見でして、中身としては、骨組み的な部分はこの意見でほぼ言い尽くされているのではないか。恐らく今後整備計画を進めていくと、より肉づけ的な意見がたくさん出てきて、それについて1件1件対応を考えていくことになると思いますので、こういったスタンスで進めてまいりたいと考えております。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。委員どうぞ。

○委員 一般の方のご意見の中に山の保水力の問題があって、確かにそれに対して、流域の環境保全の観点から、関係機関との連携云々もあるわけです。

言いたいことはいいんですが、どういいますかね、もう少しこのあたりを見聞いた方が総合的にとらえよと、ここのことろですね。これはこの場で非常に難しい意見だと私は思うんです。河川課なんですね、河川課がこれをやってるわけですから、森林については、まさにここに書かれてるように、連携を図るということぐらいしか、ぐらいしかと言ったら悪いんですが、言い難いですね。

私がなぜこんなことを言うかというと、前にも申し上げたかもしませんが、オウトウ山系の森林保全とか林道の問題、林業関係等、何度も折衝してきた経過からいきますと、林業関係の方々は、川に土石が流れ込んでるのは、これは河川課の仕事だと。でも山切ったから土石が流れ込んだんですね。川を埋めたんです。そのときに我々仲間が10人ほどおりましたから、ちょっとやっぱり行政の連携はそういうことかというふうに思わざるを得なかつたですね。そういう経験からすると、ここの書き方が非常にほんわか——ほんわかという言葉は適切ではないかもしませんが——というふうに思います。

それからもう一つ、県は、これは林業関係ですけれども、森林税によってどんどん木を植えてくれと植樹を進めております。その場合に、これも私、担当課と議論というか、やりました。なぜやつたかといったら、その森林税を使う説明会のときに、どんな木を植えるんですかと問いましたら、いや、木は何でもいいんですけど、植える方々におまかせしますと。こここのところはまさに世界遺産の問題がかかわってくるんですよ。それと治水の問題がかかわってくるのでね、という意見を私は申し上げたいんです。

だけどここで、河川審議会でそれがどういうふうになるのかというね、まさにコメントを述べられた方は、総合的にとらえるというのはどういう、それ以上中に書かれていませんけれども、私はそういうふうな意味の総合的なとらえ方を考えるんです。本当に照葉樹林としての熊野の森を復元することが世界遺産にも通じることだし、治水を高めることだしね。そういうことと、やっぱり河川管理との連携が本当に図られるべきだと。とりあえずその意見を申し上げます。

○議長 事務局の方で、これに関連してお答えいただけますか。

○事務局 今のご意見の中で冒頭にお話しいただいたように、河川に関連しまして、治山事業、砂防事業、そして河川事業と、3種類の行政がかかわって流域保全を全体でやっているという分担の関係にございます。

とはいえ、今ご指摘いただいたようにきちんと連携していくなければ、一方で考慮されていなかったために他方のほかの事業が影響を受けるといったような関連性もありますし、これをうまく進めれば、他事業について考慮することによってほかの事業がより進めやすくなるといった点もあると思います。

今のご意見の中でもありましたように、基本方針の中での記載ぶりについては、こういった特に踏み込んで具体的に書くということは難しいんですけども、これが、また同じ内容で河川整備計画の議論をするときに、それではどういう枠組みでこういった総合的な

施策を進めていくか。これは恐らく行政だけでは、少なくとも県の河川課だけでは総合的に進めるのは不可能ですので、一般のNPOの方、地域住民の方、そして那智勝浦町、こういった方々とどういう連携がとれるのか、そういうことも議論をしまして進めていきたいと。進めていく際に、我々としても地元の流域をよくするような活動については、ある意味支援ができるというふうに考えてもありますので、その辺も具体的に考えていくというふうに思います。

現時点でこういったほんやりした話にしかならないわけですけれども、より現場に話がおりていくと、より具体的な話が進むのではないかというふうに思います。

○議長 非常に重要な課題だと思います。特にこの流域には世界遺産があるということで、その指定がなされたときにもそういった観点が入っていたと思います。流域全体をにらんで、今後それぞれ農林関係、砂防関係との協議を大いにやっていただき。いつも災害が起こった後に、どこが問題だったということが出てくるんですが、そういった現象が起こる前に協議をして、問題点をはっきり指摘しておくことが大事だと思います。

具体的には、土石流が出るとか、流木が下流へ来て水害を拡大させるとか、そういう問題が現象として起こってくるわけで、県の中で、各部局間にまたがって協議をしていただければと思います。

ほかに何か、よろしいでしょうか。委員、どうぞ。

○委員 ちょっと伺いたいことがあるんですが、先ほど画面に新聞記事、1社出てましたですね。このパブリックコメントについて新聞に出たのは、その1社だけだったんですか。

○事務局 まず、結論なんですが、今見ていただいている1社のみ新聞に掲載されました。

県庁でマスコミ関連の方に投げ込みでこういう情報提供してるんですけども、その対象には、60部資料を刷りまして関係者に、新聞社ですとかテレビ局ですとか、そういうところに情報が伝わるようにはしてはおりますが、報道につながったのはこの1社だけございました。

○委員 それはもう先方の問題ですから、これはやむを得ないことではあるんですけども、大変大切なことですので、なるべく新聞、テレビに出るような形で広めていただきたいというふうには思うんですが、私は文化財関係ですので、この河川については全く無知でありますけれども、文化財関係ですと、報道にアクセスすると大体各紙に出るということが多いんですが、ですから、なるべく新聞社の興味を引くようにというとおかしいんですけども、なるべく取り上げてくれるような形で、できたら発表していただきたいというふ

うに思います。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○委員 すみません、先ほどの現状の話に戻るんですけど、この会で少し前から川は源流からという話がでているので、私も電車に乗ってる間ずっと川を見てきたんですけど、小さい川から大きい川までいっぱいあるから河川の方も大変だと思うんですけど、今、大企業も提携、提携と一緒にやってる時代ですので、どうぞある部分では、やっぱり山の方と一緒にになって何とかしていこうと、未来に残そうという感じでやっていってほしいと思うんです。

山へ行きましても保水力のある木は、雨のやんだ後はすごい水を含んで、もう木の幹からもうどぼどぼなんです、水が。ああ、これが保水力かなと本当に実感したんです。

今、山林で杉とかヒノキとかを切った後、またもう1度その杉やヒノキに対して補助金がでてるという話を聞いて、ちょっとこれは確かめてないんですけど、そういうときに広葉樹林を植える補助金を出すとか、そんなふうにもまたしていただきたいと。もしそれが、本当に杉やヒノキに補助金がでているのなら、またそういう方面でもやっていただきたいと思うんです。とにかく川は源流からというので、何とかこの会で。

「クマとともにひと」という本をお配りしたんですけど、これは私が偶然知り合ったお友達がこれに入っていて、前に住んでいた尼崎市の女子高校生から始まった話なんです。クマがかわいそうということで、つかまつたりして殺されてかわいそうということから。和歌山の絵本の会というのがこの絵本を出してたんです。それも一緒に欲しかったんですけど、もう全部出てしまってなかっただけで、このパンフレットだけになってしまったんですけど、クマの食べ物と、山を守ると、源流を守るのとはつながるような気がして、この会ではぴったりと思ったのでお配りさせていただいたので、また見てよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

利水計画と低水の流況に関する詳しい説明がございましたが、おわかりいただいたでしょうか。

そういう利水に関しての検討が終わったら、やはり基本方針に反映させていく事項だと思います。せっかくデータがあるわけですので、今後その方向でぜひ進めていただきたい。基本方針というのは、ある時点、データがそろった時点で修正することができるんで

すね。ですから、基本方針を充実するという方向でお考えいただきたいと思います。

農業水利権の問題は、非常にウエートが高くて不透明な部分が多いわけですが、それを除いても、ある程度現象でこうなっているというのを把握して、なるべくデータを生かすようにしていただきたい。そうしないと、考え方が観念的になってしまって、実際に測ったデータが活用されない。特に定量的にわかるものはしっかりデータをとり、それが生かされていくんだということをぜひ認識していただきたいと思います。

もう少し言いますと、工事のときだけ調査し、その後、フォローアップしないことがよくあるのですね。そういうた基礎データをとる調査の重要性というものを、これは基本方針にうたいにくいかもしれないんですけど、その認識を深めることが重要だと思います。

ほかに、いかがでしょうか。全般的なことでもよろしいですが。はい、どうぞ。

○委員　　この間現地見学会に行きましたことをちょっと述べさせていただきたいんですけども、今、農業用の取水のことともお話に出ていました、どのぐらいとるかとかいうそのデータは私にはよくわからないんですけども、今、山の荒れている状況と河川の状況はすごく密接なのではないかということのほかに、この間見学会に行ってきましたときに、昔はそれこそ耕して天に至るという棚田がたくさん生きておりまして、棚田が生きておるときは棚田にもたっぷりお水がためられて、一番雨が多いときには田んぼもダムの役目を果たしていたというふうに考えるんですが。そしてずっと川を下りながら見ていきますと、ところどころに昔の井手ですね、川から水をとった跡が、もう今は使われなくなってるんじゃないかなと思われる箇所が幾つか見られました。そうした昔とは全然、農業と川とのかかわりもすっかり変わってしまったのかなというふうに思うのと、そのあたりが山と、それから農の方と、川と本当に密接に連携してると思うので。

外国だと思うんですけども、昔ながらの農業の形を残すのに、そういう古いところで古い形で農業をすることに対して補助金が出る。何々を植えればとか、そういうのではなくて、そこで農を営むということについての補助金が出るということを読んだことがあるんですね。

山の森林税をここで言うのもおかしいんですけども、やっぱり三者が連携していくためには、こうした仕組みづくりも必要なのではないか。今どき棚田をずっと上まで耕して、昔のようにダムの役割を果たさそうというのは大変難しい問題だと思うんですけども、そういうたところが実は山が荒れる原因にもなってると思うんですね。人が住んでた跡、人が出ていくときには、田んぼや畑に皆木を植えて出でています。こうしたところ

がとてもやはり荒れています。

だからもうちょっと川、流域のこと、洪水のこととか考えるときに、昔日本がとても水の国であったなど、今回こういう会議に参加させていただいて思うんですけれども、そうした農の部分とも少し連携していただけないか。またはそういった今はもう耕されていない田んぼもとても大変で、そこまで行ってやろうという人は少ないんだと思うんですけど、何とかできていかないかなというのは、これは希望的な望みです。この間の見学会に行って、人と、それから自然と川とのかかわりというものをずっと見たときに大変思いましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

ほかに何か。はい、どうぞ。

○委員 現地見学会には行けなかつたんですけども、それとは別に委員に案内していただいて、那智川と太田川を見てきました。

太田川を見た感想としましては、少し内陸に入ると山の斜面がそのまま川に続くような、森がそのまま残っているようなすばらしい川でした。ほとんどさわられていない、手が入っていない川岸というのが続くので、これはきっと観光的な資源にもなるのではないか、できるだけさわらないでほしいなと思いました。太田川の方を見たら、昔からの森の保水力があったから、そんなに大きな氾濫が起きてこなかったような川というふうに見受けられました。

今、先ほどから各課との連携ということも言われているんですけども、それも大事なことだと思うんですけども、今この基本方針を審議して、次に整備計画に行くと思うんですけども、そのつながりというのを大切にしてほしいと思うんです。ここはここで審議しておしまい、また次の整備計画では一からやり直しということでは、せっかくの審議がつながっていかないように思うんです。

といいますのは、数年前にここの課で、環境管理基本計画というんですか、名前は正確には忘れたんですけども、数年前にされてますよね。川のここを残すとか、どういう状態で維持していくとかいう基本方針が審議されたと思うんですけども、この会においては、そういうことは何か全然知らされていなかったというんですか、わかっていないかったということは、つながっていないんですよね。だから、整備計画の方が実行力があると思うんですけども、そこにつなげていっていただきたいと思います。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

いまのは、環境管理基本計画の問題ですか、事務局の方で、以前の計画について、また今後そういう計画が策定されるということについて、何か情報がございましたら。

○事務局 実は最後にご紹介させていただこうかと思っていたんですけども、今後の予定について、今のご質問にお答えする形で先にご紹介させていただきたいと思います。

今回基本方針について審議いただいているところでございますけれども、答申案としてこれで問題ないという答申をいただけましたら、この案をもって国交省に申請をいたしまして、恐らく、我々の希望としては、今年度内に国交省から同意をいただいて基本方針が決定という流れを我々としては期待しているところでございます。

次、お願いします。

そうなった後、やはり今のご意見のとおり、遅滞なく整備計画づくりの方につなげていかなければいけないということを考えておりまして、今年度内、もう年明けて1月から3月の間ですけれども、どういう枠組みで河川整備計画について議論を進めていくか、どういうやり方で地域の皆さんからご意見を集めていくかというやり方について、まず我々として検討してまいりたいと思います。

そして20年度に入りましたら、例えば住民アンケートの実施をするですか、流域委員会を行うとか、現地で説明会を行うとか、そういった、このやり方についてはまたこれから議論になりますけれども、20年度に入りましたら遅滞なく河川整備計画づくりに進めていきたいというふうに考えております。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

まだあろうかと思いますが、議題の2の方に移らせていただいて、それに関連して質問をお受けしたいと思います。

2は、那智川水系河川整備基本方針について(諮問)となっています。

原案については前回説明があって、それに対してどのような修正がなされたか、説明をお願いしたいと思います。

○事務局 今、スライドで見ていただいているとおり、全部で8件ほど文章の修正がございますが、これにつきまして、那智川の基本方針分をどのように変更というか、修正案をつくったかということを資料3にまとめております。

資料3を開いていただきまして、変更した箇所、赤で示されている部分につきましては、委員からご意見をいただいてそれに基づいて修正した部分、それから青で書かれている部分につきましては、若干読みづらいですとか、表記、表現が適切でない部分について、事

務局として修正させていただきたい部分を青で記載しております。

那智川について、1ページ目から見てまいりまして、最初の修正箇所が5ページ目にございます。5ページ目にありますのは、全体の目次でいいますと1の(1)の④ということになります。河川環境の現状に関する部分に、この赤で記載されている文章を追加させていただきたいというふうに考えております。

念のため読みますが、「那智勝浦町では、那智の滝の水資源と美しい自然景観を将来にわたり保全することを目的として、那智の滝源流水資源保全事業基金を設置し、滝を取り巻く民有林の購入や、その維持管理を行っている」、この文章を河川環境の現状の部分に追記したいというふうに考えます。

そして1枚めくっていただきまして、今度は河川の総合的な保全と利用に関する基本方針の④番、河川環境の整備と保全に関する事項、7ページの一番下のところにございますけれども、ここに「多様な河川環境を保全し、地域の歴史・文化、観光資源と調和した川づくりを目指す。特に」として、後に文章を続けるわけですけれども、この部分を追記したいというふうに考えます。

それから、もう1枚めくっていただきまして、もう1カ所追記箇所がございます。これは維持管理の部分、太田川と那智川で記載内容が似通っているというご指摘を受けて追記したもので、一番下の方に「流域の個性に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める」としまして、「特に、世界遺産に登録された『紀伊山地の霊場と参詣道』を有する流域であることから、熊野古道を構成する自然環境、自然景観の維持に努める」、この文章を基本方針の維持管理の部分につけ加えたいと思います。

以上、まず那智川について説明させていただきました。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

那智川水系の河川整備基本方針についての最終案が、提示されたわけでございますが、何かご指摘いただく点があればご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは、前回詳しくパワーポイント等で説明があったわけでございます。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 この那智川の基本方針のところで、ここで書かれてる1、①とか、そういうのは、基本方針で書くべき項目として挙げられてる話だと思うんですが、この中に、今皆さん

中でいろいろご意見出てくるように、河川というのは河川で整備していってやる事業で、大きくは治水なんかをしてるわけですけど、それ以外に地元の人たちが河川に向けていろいろ取り組みしたり、河川を愛したりする活動があると。こういうものが総合的要因になって現在の河川というのが維持されてるということを考えたときに、この基本方針の中に、そういう地域での河川についての取り組みを書くような事柄がもっとあってもいいんじゃないかなというふうに考えてまして、それが前回のご意見で出てきておりました、この5ページのところに追加で、委員のご意見としての修正で「那智勝浦町では」というので出てきておりますよね。つまり地域で取り組む話としてこんなことがありますよという。ところが、それじゃこれ以外にないだろうかというと、やっぱり地域の人たちがやってる話はある可能性もあるし、そういうのをもう少しまとめた形で、地域の取り組みというのを何かこの基本方針で書くようなところがあってもいいのかなというふうに思います。

それと関連しまして、7ページの下のところで「川づくり」という言葉が出てきてるわけですけども、これ、言葉が、どのようなものを川づくりといつていいいのかというのが、非常にある意味で理解がいろいろあるような気がしますけども、その川づくりというのは、多分さっき言った地域の人たちの取り組みも含めたような話だと思いますので、川づくりという言葉がもしこれから出てくるんだったら、そういう川づくりとは何かというのが基本方針でわかって、これから河川整備の基本方針の中では、行政と民間が一体になった川づくりを総合的に目指していきますよと。その中で行政がやるような分担と、民間にいろいろやっていただくような分担が出てきますよというのをもう少ししっかり出していった方がいいのではないかというふうにちょっと感じましたけど。

○議長 はい、どうもありがとうございます。

事務局の方で、ただいまのご指摘に対して説明していただけますでしょうか。

○事務局 まず、5ページの④の部分、赤で追記した部分について、もう少し地元の現状として、ほかにも活動があるのではないかというご意見でした。最初、冒頭にスライドでご説明させていただいたとおり、那智川において愛護活動もございますので、そういう内容をここに追記しようかと思います。

それからもう一点、連携に関する記述でございますけれども、9ページをあけていただきまして、これは河川の維持管理に関する事項のところに我々としては記載しているつもりなんですが、9ページの一番上から見ていただきますと「さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制

づくりを推進する」というふうに書きまして、それ以降の文章につなげている。ここで関係機関との連携、それから先ほど現状として活動のある団体ですとか、そういったところと連携をしながら川づくりを考えていきたいと。

あと、残る1点の川づくりとは何ぞやという定義をどこかに記載すべきかどうかという点なんですけれども、これについては、1つの考え方としては、川づくりという言葉が人によって感ずるイメージにずれがあつてはいけないと思いますので、ここで使ってる川づくりという言葉を河川整備を目指すという形にして、川づくりという言葉を後の河川の維持管理に関する事項の連携ですか協力の部分で、連携・協力しながら川づくりを推進するとか、そういった文章に修正するというのが1つの案として考えられますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○委員 ほかの委員さんも言っていただいたらどうですか。

○議長 はい、いかがでしょうか。

○委員 今よりかは、そういう意味でよくなると思います。

○議長 5ページに少し補足していただくということですね。

それと9ページですね。これは河川整備という点で、川づくりはまた後の方で記述する。多自然型川づくりから、最近、多自然川づくりというふうに表現が変わってきて、川づくりという言葉にはかなりなじんでいるというか、皆さんには伝わっているようには思うんですが。よろしいでしょうか。

○委員 7ページから8ページに向かって、多様な河川、先ほどの先生の「川づくりを目指す。特に」のその後なんですか「世界遺産に登録された『紀伊山地の霊場と参詣道』は、文化的景観の保全を必要としていることから」とあるんですけども、文化的景観とか世界遺産のことはもう皆さんもご存じだと思うんですが、文化的景観というのは保全と活用というのがセットというんじゃないけど、必要なんですね。保全だけではなくて、やっぱり紀伊山地の霊場と参詣道は、歩いて、そして体験して感じてもらうという、その中でそこの地域がどんどん活性化したり、いろんな人が来ることによって今あるものを足し過ぎずに引き過ぎずに後世に伝えていくという、その活用ということがないとこの文化的景観になりにくいと思うんです。ですので、そこの「保全を」というところに「活用」というのを入れていただいたらどうかなと思うんです。

それと、紀伊山地の霊場と参詣道の一つの中には熊野川が世界遺産になってまして、日本で世界遺産はたくさんありますけれども、川が世界遺産になっているというのはこれが

初めてなんですね。那智川、太田川は世界遺産登録のエリアに大変近い場所なんですけれども、この世界遺産登録エリアというのは、たまたまこの地域に文化財が残ってただけで、紀伊半島があったからこそこの参詣道が世界遺産になってるんですね。ですから、那智川と太田川とか、地域に世界遺産エリアがあるから保全が必要じゃなくて、やはり川が世界遺産になってるという和歌山県の一つの誇りとして、どの川に対してもやはり配慮を持った案をつくっていっていただきたいなと思います。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

事務局の方、よろしいでしょうか。今のご意見、もう一度確認を。

○事務局 まず、1点目の保全と活用というご意見ですけれども、そのように修正したいと思います。

それから、あともう1点、紀伊半島全体として世界遺産、川が世界遺産に指定されているということを受けとめて、そして和歌山県の河川整備を考えていくべきというご意見と思います。これについて反映の仕方、ちょっとお時間をいただいて考えてさせていただいて、恐らくより前段の流域及び河川の概要ですか、そちらの方に書き込むのかなというふうに思います。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、那智川の基本方針に関して若干の修正のご意見がありましたので、それを踏まえて修正していただく。これはどういたしましょうか。確認といいますか、皆さんにやはり修正したものを配付していただくのがよろしいでしょうか。そういうことを前提として、この基本方針（案）をご承認いただけるでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご承認いただいたことにさせていただきます。事務局の方で修正したものをお配りいただいて、また若干のご意見があろうかと思いますが、それを踏まえて、私の方と協議することにしてください。よろしくお願ひします。

○事務局 そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 それでは、つぎの太田川に関して、原案と修正点について説明をお願いいたします。

○事務局 今度は資料の5番を開いていただきたいと思います。

太田川につきましても先ほどの那智川と同じように整理をいたしまして、赤で記載している部分は委員からのご指摘に応じた修正、青はより読みやすいようにという観点から事

務局で修正したものです。

最初から開いていただきますと、まず3ページ目一番下の行を見ていただきたいと思いますが、もともとの文章は「円満地公園にオートキャンプ場が整備され、河川プールやウォータースライダーなど親水利用が行われている」という記載でございました。ここについて、河川プールですとかウォータースライダーという言葉を日本語に置きかえた方がよからうかというふうに事務局で考えまして、ここについては、「上流部の円満地公園にオートキャンプ場や川遊びのための整備がなされ、親水的な利用が行われている」という文章に変更しようかというふうにご提案させていただいております。

それから、続きまして4ページの④番、河川環境の現状に関する部分ですけれども、その上から2行目ですが、「川沿いにはスギやヒノキの人工林とスダジイやウバメガシなどの天然林が分布し」というふうに、ここは事務局の修正案です。そして、カワガラスに加えまして「オシドリ」を記載に加えております。

それから、中ほどにまいりまして、「河岸にはスギやヒノキの人工林、スダジイ、ウバメガシなどの天然林」と、この部分もあわせて修正をしました。

それから、4ページ目の下から4行目ですけれども、これはアドバイスをいただきまして、これにつきましても種類をふやしまして、「ハマボウ、ハマエンドウ、ハマヒルガオなどの海浜植生が見られる他、カワウ、サギ類、コチドリ、シロチドリ、冬に渡来するカモ類などの生息場、アカウミガメの産卵場となっている。太田川と江川の中洲には照葉樹林が見られ、付近にはホウライチクの大きな群落がある」という記載に修正しております。

それから、同じ項目の一番下ですけれども、「沿岸付近はシロウオの生息場となっており、春になると川を上ってくるため河口ではシロウオ漁が始まり風物詩となっている」という記載を追加いたしました。

続きまして、6ページ目でございますけれども、6ページの中ほどの「ソフト対策として」という記載を削除しております。これにつきましても、ソフト対策という言葉から受け取るイメージが人によって異なる可能性があるので、我々も説明の中でよくソフト対策という言葉、構造物対策と非構造物対策という仕分けでハード、ソフトという説明を使いますけれども、この方針の中では誤解ないように伝わるように「ソフト対策として」という言葉を抜いて、ただその中身の具体的な内容ですけれども、「洪水ハザードマップの作成・活用の支援や、洪水氾濫が予測される地区的水防活動や避難活動が円滑に実施されるよう

に、関係機関や地域住民へ氾濫危険情報等の迅速な情報提供を行う」と、具体的なソフト対策の中身についてはきちんと——きちんとと言いますか、残して内容自体は変わらないようにしたいというふうに思います。

それから、さらに7ページ目に進みまして、河川環境の整備と保全に関する事項でございますけれども、2段落目の中ほどですけれども、河畔林の次に「河原」という言葉を入れました。「中、下流部で河道内に多く見られる瀬・淵、河畔林、河原などは多様な動植物の生息・生育の場となっており、これらの自然環境の保全に努める」というふうにしております。

「また」というところを抜きまして、続けまして「現状のまま保全し、下流部は市街地に位置する区間であるため、人々と川が触れ合う場として水辺環境の保全に努める」としております。

そしてさらに、「またアユ、ウグイ、ハゼ類等の回遊魚を含めた魚類の移動に配慮し、関係機関と連携し上下流の連続性の確保に努める」という文を入れております。

続けまして、8ページ目でございますけれども、一番最後に「自然豊かな環境と河川環境に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める」という文章に修正案をまとめております。

以上でございます。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまの修正案の説明に関してご質問等ございますか。はい、どうぞ。

○委員 先ほど最初にありました地域の方からの意見の中に、図入りで、モウソウチクが大変茂って水の流れを阻害していると、こういう部分がありましたんですが、4ページの④河川環境の現状のところで、2段落の「中流部は」と、ずっとありますて、4行目「スダジイ、ウバメガシなどの天然林、モウソウチクなどが河畔林を形成し」と、ずっと行くと次の次の行に「など豊かな環境が形成され」と、こうあるんですね。だからそこのところをどういうふうに調整をするかということなんで。

今、河原にモウソウチクが生えているということなんですが、一般に山の竹が、これはもう全国的な問題ですが、進入して、自然の森をあるところではつぶしているという面もあります。この対策が非常に課題になっている。

本来、モウソウチクについては外来の植物ですので、ですからそういう問題と、この河川の中での水流を阻害しているということとをどこで調整していくかと。いかがです

か。

○事務局 今の点に関しましてですが、水流を阻害している部分については、先ほどの桜と同じように伐採も考えます。

それで、一方で水流を阻害しないけれども河畔林としてそこにあるものについては、場合によっては河川がはんらんするときに土砂が川の外側に、川の外側というか、一般に堤内地、田んぼがあつたり町がある側に、川から土砂があふれて来ないように食いとめるような役割を果たしているケースもほかの川ではございますので、その辺は見きわめながら、伐採するのか、それとも保全するのかということを考えていきたいと思います。

これについても河川整備計画の段階で議論になる内容だと思っております。

○議長 いかがでしょうか、この辺の表現は。逆に委員、何かよい表現があれば。川の中に木が茂っていると、野鳥の会の方はいいと言われるんですが、ほかでは非常に見通しが悪いし、ヤブカなどが発生して周りの人が迷惑を受けるという、対立する要素があるんですね。また、河道内の植生については、山に生えているものが川の中に生える必要はないという意見もあるわけです。ここでは「豊かな環境が形成され」という表現からプラス面のイメージを受けて、現状が本当にいいんだというような表現になっているので、そこをどのようにすればいいか、ということだと思うんですが、委員の方で何かいい表現があれば、この場で字句を少し直していただく。

○委員 非常にモウソウチクの歴史は長いからね。京都やあちこちでこれがもう日本の文化に落ちついてるといったら悪いですが、なり切ってる面ももちろんあるわけですね。だからそういう面では、ある意味では評価になるかもしれませんけれども、私はこの場合は、この場合とは太田川の河原に生えてるという場合に、ここの表現の中から、何というか、モウソウチクという言葉を抜いた方がいいんやないかと、カットした方がいいんやないかと。いただいているご意見については、先ほど課長さんが言われたように今後どうするかということで、切るべきは切ると、あるいは残すときは残すというふうなこともあるかもしれませんけども、この今の中ではモウソウチクは抜いた方がええんではないかというのが私の意見です。

○議長 はい、どうですか。

○事務局 7ページの一番下の部分をごらんいただきたいと思うんですけども、河川の維持管理に関する事項の部分に「河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める」と書いております。この部分が私が先ほどご説明申

し上げた内容に該当する部分でございまして、一つの案として「河道内の樹木、モウソウチクについては」とするか、もしくはここに特に入れずにそのままモウソウチクを削除するか、二つの案が考えられますか、いかがでしょうかというところなんですが。

○議長　はい、どうぞ。

○委員　モウソウチクがここで書かれてるよう、こういうところもあるんですけど、太田川の風景は本当にモウソウチクなくしては考えられないような、モウソウチクがいっぱい生えて、それが天井みたいになってるところもありますし、私の知ってるお寺の裏もずっとモウソウチクがあって、春にはおいしいタケノコがいっぱいできるんです。だからやっぱりモウソウチクは太田川の風物詩の中には入れてほしいと思うんです。

それと、ある方はここは要らん、ある方はここは要る、その辺の部分の見きわめは物すごく大事だと思うんです。ゆかり湯の入り口の河口のところも数年前に、何か予算がついたからここは水が通るように掘ると言われたらしいんです。全部前は陸続きで向こう岸に行けたんですけど、掘られてしまって、そのために川の砂が入ってくるんやとか何か言っていますけど、それはどうもちょっとわからないんです。山の砂の方が多いと思うんですけど、とにかくいいと言う方と悪いと言う方とあるので、その辺見きわめて、太田川からモウソウチクはやっぱり切り離せないものだと、思うんです。

それともう一つついでに、シロウオと一緒にアオノリもとれてたんです。今年は何かとれなかつたらしいんですけど、太田川の風物詩としてアオノリも入れてあげてください。

○議長　それに関連して、どうぞ。委員。

○委員　関連しますけど、難しいと思うんですよね、今、委員が言われたみたいに。ただ、私というか、私たちと言ったら良いのか、熊野の自然ということを私は願っておるんですね、この河川環境も含めて。もちろん森林も含めてですけどね。

モウソウチクは、さっき言いましたように、日本での定着はずっと古いわけですから、しかもそれでもって日本の文化なり何なり形成されてきたという歴史があります。

ただ、こう言っちゃ何ですが、さっき川づくりを目指すということがあります。私、ちょっとそこのところ気になっているんですけどね、今後万一この川づくりのために堤防にバラを植えるんだとかアジサイを植えるんだとかいうことが起きてきたら、ある意味ではここが非常に問題なんですよ。問題といったらおかしいですよ。私は別にこだわりませんよ。絶対ここで文言を取れとこだりませんけれども、いわゆるこの審議会の中で、後々住民の意見だと、アジサイの園にしましょうなんていうたときに「ああ、どうぞ、どうぞ」

なんて、そうなってきたら熊野の世界遺産は元も子もありませんよと、ここを言いたいんですよ。だからしっかり担当課はそのところを踏まえてもらわないとね。そういう意味でこのモウソウチク議論をお願いしたいと思うんです。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 前々回に私も言わせてもらったと思うんですけども、モウソウチクは外来植物で本来の自然植生ではないので、ない方がいいものだと私は思います。ただ課長さんがおっしゃったように、水害とかの場合で残さざるを得ない場合もあると思うんですけども、できたらいい方がいいと思います。

人工林の方も、取らなければならぬ場合は取っても構わないものじゃないかと思っています。だから自然にはやっぱり優先順位というものがあると思うんです。取っていい順番に言うと、1番目が外来植物、2番目が人工林、3番目の自然植生は、たとえ名前が知られていないような草であっても、それは一番優先すべきものじゃないかと思っています。

ただ、すみません、もう一つ、モウソウチクがほとんどだと思うんですけども、モウソウチクの中にあるマダケとかハチクとか、そういう日本古来の竹林もちらちらとあったように見受けられましたので、そこの、何というか、見きわめもよろしくお願ひします。

○議長 これは現状ですので、かなり広範囲にあるものを、消すのはどうかと思うんですね。それをどう評価するかということを、この現状に書くと誤解を招くと思います。

そこで、川の整備に関しては、そこに住んでいる方、またここは世界遺産も絡むと思いますので、そこへ来られる方の評価、これは価値観、それからライフスタイルが絡んでくる問題で、そこはやはり整備計画の方で議論される問題だと思います。

ここは、繰り返しになりますが、現状ですので、やはりあるものは書かざるを得ないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにあろうかと思いますが、そういうことで、特にこの太田川の基本方針に関しては、大きな修正点はないということでよろしいでしょうか。先ほど言われた住民の取り組みの問題はここにもやはり絡むんでしょうか。

○委員 ええ、太田川と那智川の書き方ですね、ちょっと異質なところがあるので、それはできたら同じようなトーンで書いていただいて。

例えば先ほど私が那智川のところで、住民のかかわり方のところ、5ページにありましたよね。あの記述で、那智川のところの5ページのところで書かれてるところ、もう少しほかにも活動があるから、それも拾って書いておく方がいいんじゃないかという意見を起

用していただきましたけども、この太田川の5ページのところにはそのような記述がないので、じゃ、太田川は全然ないのかというと、そんなこともないんではないかというふうに思いますので、それはぜひ太田川についても書いておいていただきたい。

○事務局 太田川につきましても記載を追加いたします。

○議長 はい、では、そのように修正していただくということで。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、そういう修正を加えて、那智川と同じようにまた皆さんに確認していただくということで、この基本方針(案)について、この場でご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、では、ご承認いただいたことにさせていただきます。

4番の、その他ですが、先ほど既に説明されていることですが、もう一度確認の意味で説明していただきたいと思います。今後の予定についてですね。

○事務局 今後の予定につきまして、ご説明、再度いたします。

まず、きょういただいたご意見を踏まえまして、再度修正をいたしまして、修正したものを今度は国交省の方に申請として送付いたします。

そして国交省の同意が年度内にとれることを我々としては期待しているんですけども、同意がとれましたら、県報で告示を行いまして公表すると。県のホームページにもこの情報は載せたいというふうに思います。

そのような流れで河川整備基本方針が決定いたしましたら、策定されましたら、19年度、策定される前の段階ではございますけれども、準備の検討を初めたいと思います。その中で、どういう枠組みで議論をするのか、どういうスケジュールで進めていくのか、こういった内容について準備段階で案をつくりまして、そして20年度に入りましたら流域委員会を実施するですか、現地説明会を行うですか、住民アンケートを実施する、こういった手続を踏まえまして河川整備計画を取りまとめてまいりたいと思います。

この河川整備計画には、先ほど見ていただきました河川環境情報図についてもこのときに整理をいたしまして、貴重な環境であるとか、もしくは先ほどから議論がありました、ここについては伐採するといった方針をこの河川整備計画の中で意見をまとめまして、そして整備計画が決定されましたら、それに基づいて現場の工事を進めていくということを考えております。

一部現場で継続的に行われている工事もございますけれども、それについても中断が不

可能な工事も中にはあるかと思いますので、もしくは、例えば大きい洪水が起きて護岸が崩れたのすぐ直してほしいとか、そういう緊急的な対応もございます。そういった場合は、この整備計画ができる前の段階でもしかしたら施工があるかもしれませんけれども、その場合も施工する内容については、例えば流域委員会、それから地元説明会で説明をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上が、今後想定している流れでございます。

○議長 はい、どうもありがとうございました。

ただいまの今後の予定に関して、何かご質問とかご意見ございましたらお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

先ほどのパブリックコメントも含めて、河川整備計画に期待するといいますか、要望が強いようですので、単に取りまとめたものだけではなく、ここにあるような図面も、整備計画の委員会に提示して、十分検討していただきたいと思います。

その他に関して、事務局の方は準備されていることはございませんか。ないですか。  
はい、どうぞ。まだ一、二分ありますので。

○委員 お願ひ。現地の、12日だったんだけど、ご通知いただいたのがもう非常に迫ってたんで、もし今後、やはり現地を見た上でというか、この写真のあれとやっぱり違ってくるかなと思いますので、その現地調査について、十分余裕を持ってお願ひしたいというお願ひです。

○事務局 現地調査につきまして、今回は委員会とは別途現地調査を実施するような形でございましたけれども、今後は委員会の、今回第10回でございますけれども、その会の中に現地視察を入れて実施するように、きちんと位置づけて確実にやっていきたいと思いますので。今回はどうも大変申しわけございませんでした。今後ともよろしくお願ひします。

○議長 ぜひ、そのようにお願ひしたいと思います。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、この審議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○司会 委員の皆様、本日はまことにありがとうございました。これをもちまして、第10回和歌山県河川審議会を終了させていただきます。